

## ○漁港漁場整備法による船舶等の放置に対する罰則（一部抜粋）

（罰則）

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- （1）～（2）略
- （3）第39条第5項の規定に違反して同項第2号又は第3号に該当する行為をした者
- （4）略

（漁港の保全）

第39条第5項 何人も、漁港の区域（第2号及び第3号にあつては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）略
- （2）船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。
- （3）略